

久留米市障害者基幹相談支援センター運營業務委託業者募集要項

1 業務概要

(1) 業務受託名

久留米市障害者基幹相談支援センター運營業務

(2) 業務の内容

別紙「久留米市障害者基幹相談支援センター運營業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

平成28年7月1日から平成29年3月31日までとする。

2 業務受託者の選定方法

(1) 「久留米市障害者基幹相談支援センター運營業務委託に係る公募型プロポーザル方式実施要綱」に基づき、業務受託者の選定は公募型プロポーザル方式により行う。

(2) 業務を受託しようとする場合は、別紙様式による参加申込書、企画提案書等を提出しなければならない。

3 手続き

(1) スケジュール

	手続き等	日程
1	募集要項公表	平成28年4月13日
2	質問受付	平成28年4月14日から平成28年4月20日まで
3	質問回答	平成28年4月22日
4	参加申込書の提出	平成28年4月25日まで
5	資格審査	平成28年4月下旬
6	資格審査結果通知の送付	平成28年4月28日
7	企画提案書等の提出	平成28年5月2日から平成28年5月11日まで
8	ヒアリング・審査	平成28年5月中旬
9	審査結果通知の送付	平成28年5月25日（予定）
10	契約の締結	平成28年5月27日（予定）

ア 交付期間 平成28年4月13日（水）から平成28年4月25日（月）まで
土日及び祝日を除く、各日午前8時30分から午後5時15分まで

イ 交付場所 〒830-8520 久留米市城南町15番地3

久留米市役所 健康福祉部 障害者福祉課（市庁舎1階）

TEL：0942-30-9035 / FAX：0942-30-9752

又は、久留米市ホームページからダウンロード

(2) 質問

質問については、質問書（様式第3号）を提出すること。口頭による質問は受け付けない。

- ア 提出期間 平成28年4月14日(木)から
平成28年4月20日(水)午後5時15分まで
- イ 提出場所 久留米市役所 健康福祉部 障害者福祉課
- ウ 提出方法 持参、郵送又は電子メールで提出すること。
ただし、持参の場合は土日及び祝日を除く、各日午前8時30分から午後5時15分まで。

郵送又は電子メールの場合は提出期限までに必着のこと。

電子メールの場合は送信した旨の連絡をすること。

メールアドレス fukushi@city.kurume.fukuoka.jp

エ 質問書の回答

質問に対する回答は、平成28年4月22日(金)午後5時15分までに参加申込書提出者全員に、FAX又は電子メールにより回答するとともに、久留米市のホームページにおいても、質問事項及び回答内容を公表するものとする。

なお、質問の回答は本要項の追加又は修正とみなす。

(3) 参加申込書の提出

ア 提出書類

- ①参加申込書(様式第1号)
- ②役員等調書及び照会承諾書(様式第2号)
- ③履歴事項全部証明書
- ④法人の財務諸表(直近1年間分)
- ⑤指定相談支援事業所の指定通知の写し
- ⑥納税証明書(市税に滞納のないことの証明)(写し可)

※③及び⑥については、提出日より3ヶ月以内に発行されたものとする。

- イ 提出期限 平成28年4月25日(月)午後5時15分必着
- ウ 提出場所 久留米市役所 健康福祉部 障害者福祉課
- エ 提出部数 1部
- オ 提出方法
- ①持参、又は郵送(書留郵便、又は配達証明に限る)とする。
 - ②持参の場合、持参者はあらかじめ市に連絡するものとし、土日及び祝日を除く各日午前8時30分から午後5時15分までを受付時間とする。
 - ③郵送の場合、未着・遅延等が発生した際は原因の如何を問わず市は責任を負わない。
 - ④本募集にかかる費用は、参加者の負担とする。

4 参加資格要件

次の各号に掲げる資格要件の全てを満たすものとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条の2第3項に規定する指定相談支援事業者であって、平成28年4月1日時点で久留米市内に指定相談支援事業所を有し、活動実績があること。
- (2) 医療法人、社会福祉法人、公益財団法人、公益社団法人、一般社団法人若しくは一般

財団法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であること。

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと等、経営が著しく不健全である者でないこと。
- (5) 久留米市暴力団排除条例（平成22年久留米市条例第19号）に基づき、受託者として不適当であると認められる者でないこと。
- (6) 市税の滞納がないこと。

5 参加資格審査及び提案書の提出

「久留米市障害者基幹相談支援センター運営業務委託業者審査委員会設置要綱」に基づく審査委員会を設置し、参加申込者の参加資格要件を審査し、「参加資格審査結果通知書兼 企画提案書等提出依頼書」により、参加資格要件を満たしていることを通知するとともに、企画提案書等の提出を依頼する。

(1) 企画提案書等の内容

- ①企画提案書提出届（様式第4号）
- ②企画提案書（様式第5号）
- ③企画提案書類（様式第6～11号）
- ④その他必要な書類

(2) 記載要領及び留意事項

- ①提出書類は、A4版・縦型・横書き・左綴じで作成すること。なお、構成図等の場合にはA4版・横型・横書きでも構わない。
- ②企画提案書に記載する文字は日本語、文字の大きさは10.5～12ポイントとし、書体は任意とする。
- ③文章を補完するためイラスト、イメージ図を使用してよい。
- ④資料はA4サイズに統一すること。
- ⑤提出書類は簡潔・丁寧にすること。
- ⑥様式第8号の「配置する相談員の資格、相談支援実績」の従事（予定）職員の氏名等については、確定していない場合、空欄等での提出を可とする。ただし、常勤、非常勤の区分は記入すること。
また、1週間の勤務シフト表（任意様式）を作成し様式第8号の別紙として次頁に添付すること。

(3) 提出部数

各8部（正本1部、副本7部）

(4) 提出先及び問合せ先

久留米市城南町15番地3 久留米市役所 健康福祉部 障害者福祉課

(5) 提出期間

平成28年5月2日（月）から平成28年5月11日（水）午後5時15分まで

(6) 提出方法

- ①持参、又は郵送（書留郵便、又は配達証明に限る。）とする。
- ②持参の場合、持参者はあらかじめ市に連絡するものとし、土日を除く各日午前8時30分から午後5時15分までを受付時間とする。
- ③郵送の場合、未着・遅延等が発生した際は原因の如何を問わず市は責任を負わない。

(7) その他

- ①提出書類について、提出期限後の追加及び変更は認めない。
- ②提出書の作成、提出に要する費用は提案者の負担とする。
- ③提出された書類は、返却しない。
- ④提出された書類は、久留米市情報公開条例（昭和62年久留米市条例第9号）に基づき公開する場合がある。
- ⑤審査経過等は公表しない。

6 選定方法

(1) 審査委員会

業務委託者の選定は、評価基準に基づき、「久留米市障害者基幹相談支援センター運営業務委託業者審査委員会」が行う。

(2) 評価事項

提出された書類における評価観点の主なものは次のとおりとする。

評価事項	評価内容	配点
1 法人に関する事項	・運営の健全性・安定性 ・相談支援の実績	10点
2 業務の実施体制	・基幹相談支援センター運営にあたっての基本方針・事業計画 ・配置する相談員の資格や相談支援実績 ・相談員への研修体制 ・相談員の変更時の対応	20点
3 業務の実施方法	・あらゆる障害に係る相談支援体制 ・指定相談支援事業所への指導・助言方法 ・虐待相談が寄せられた場合の対応 ・地域生活支援協議会の運営 ・利用者の利便性に配慮した立地場所とプライバシー等に配慮した相談対応スペースの確保	50点
4 その他	・公平中立性を確保するための方策（相談者への事業所紹介や指導・助言を特定の事業所に偏らない等） ・地域づくり（地域における社会資源の開発等）に対する提案	10点
5 事業費の積算内訳	・適正な見積額（正確な積算、費用対効果の高い適正な金額）	10点

(3) 書類審査

提出のあった書類について、各提案項目を評価する。

(4) ヒアリング

提案に対する質疑及び補足説明を求めるため、必要に応じてヒアリングを行う。

なお、ヒアリングを行う日程及び場所については、文書又はメールで通知する。

(5) 業者の選定

企画提案書類及びヒアリング結果等を総合的に評価し、随意契約の相手方となる優先交渉権者（以下「優先交渉権者」という。）と次点交渉権者を選定する。

選定後、優先交渉権者と久留米市は、提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行う。

この交渉が整ったときには、契約予定者として随意契約の手続きに進む。ただし、交渉が整わない場合は、次点の交渉権者を新たに優先交渉権者として選定し、改めて久留米市と交渉を行うことになる。

(6) 審査結果の通知

審査結果は平成28年5月25日（水）まで（予定）に提案者全員に通知文書を発送する。

審査結果についての異議申し立て及び問合せには一切応じることはできない。

(7) 業者選定後の手続き

契約予定者は、市が指定する期日までに見積書を提出する。

久留米市は見積書の内容について精査の上、契約を締結する。

7 失格事項

次のいずれかに該当したものは失格とする。

(1) 提案書提出期限に遅れた者。

(2) 提出書類に虚偽の記載をした者。

(3) 審査委員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合。

8 添付資料

資料① 久留米市障害者基幹相談支援センター運營業務委託仕様書

資料② 様式第1号～様式第11号